



宮 崎 県 公 報

平成22年 8 月12日 (木曜日) 第 2208 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1

告 示

- 救急病院の認定…… (医療業務課) 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…… (障害福祉課) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

- 関 (育成医療及び更生医療) の指定…… (障害福祉課) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機
- 関 (育成医療及び更生医療) の名称の変更…… (“) 2
- 歳入の徴収の事務の委託…… (こども政策課) 3
- 民有林の保安林の指定 (3 件) …… (自然環境課) 3
- 歳入の収納の事務の委託…… (山村・木材振興課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (経・備・財課) 4
- 選挙管理委員会告示**
- 政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表…… 4

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第35号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年宮崎県規則第52号) の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第2条の2関係) [略] 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)~(3) [略] (4) <u>せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群</u> (5) [略] 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)~(6) [略] (7) [略] (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 [略] 6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患	別表第1 (第2条の2関係) [略] 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)~(3) [略] (4) <u>電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害</u> (5) [略] 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)~(6) [略] (7) <u>石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚</u> (8) [略] (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 [略] 6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1) 患者の診療若しくは看護の業務、 <u>介護の業務</u> 又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

(2)~(5) [略]

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)~(8) [略]

(9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ

(10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん

(11)・(12) [略]

8 [略]

(2)~(5) [略]

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)~(8) [略]

(9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん

(10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ

(11)・(12) [略]

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離性大動脈りゅうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血管栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

10 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成22年7月1日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 525号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成22年8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
市民の森病院	宮崎市大字塩路2783番地37

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年8月1日から平成25年7月31日まで

宮崎県告示第 526号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成22年8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
野津手 大 輔	県立延岡病院	延岡市	内科	平成22年8月1日

渡 邊 章	医療法人文誠会百瀬病院	日南市	外科	平成22年8月1日
平 野 雅 弘	平野消化器科	延岡市	内科・消化器内科	平成22年8月1日
西 浦 亮 介	都城市郡医師会病院	都城市	内科	平成22年8月1日

宮崎県告示第 527号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
しおはま調剤薬局	延岡市	薬局	平成22年8月1日

宮崎県告示第 528号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	名称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
こばやし中央 薬局	小林市	こばやし中 央薬局	アイン薬局 こばやし中 央店	平成22年 7月1日

宮崎県告示第 529号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成22年 8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係 る手数料	社会福祉法人 日本保育協会	平成22年 4月1日から 平成23年 3月31日まで

宮崎県告示第 530号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字日平1563
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 531号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉1008- 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字小ヶ倉1008- 2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 532号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 延岡市島浦町82- 1、145
- 2 指定の目的 魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 立木の伐採を禁止する。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 533号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年 8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善 資金の貸付事業に係 る貸付金の元金収入 金及び違約金の収納 事務	宮崎県森林組合 連合会 宮崎中央森林組 合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組 合 児湯広域森林組 合 延岡地区森林組 合 耳川広域森林組 合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同 組合連合会 日南製材事業協 同組合 都城地区製材業 協同組合	平成22年 4月1日から 平成23年 3月31日まで

高鍋製材事業協
同組合
西都地区製材協
同組合
西都造林素材生
産事業協同組合
日向地区国有林
材事業協同組合

ト、研修会、視
察等の社会活動
や本人活動に参
加する機会と場
をつくることで
、障害のある人
々の生きる力を
養い、地域の人
々との交流と障
害理解を深め、
障害のある人々
が安心して暮ら
せる地域社会と
質の高い地域生
活の実現を目指
し、もって地域
福祉の向上に寄
与することを目
的とする。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成22年8月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年7月23日	特定非営利活動法人よつ葉の会	吉野 清人	宮崎県串間市大字西方4553番地	この法人は、障害のある人々を常に主体として家族や支援者も共に楽しみながら文化、教養、スポーツ、レクリエーション、地域のイベン

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成22年4月1日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

平成22年8月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いそえ純一後援会	磯 江 純 一	増 田 久 記	日南市岩崎1丁目2-13-1
井手明人後援会	竹之内 賢 一	井 手 京 子	串間市寺里1丁目16番3号
かたうら重次後援会	潟 浦 重 次	潟 浦 絢 子	日南市南郷町潟上 216-8
自然寺小泉あきお会	岩 崎 念 唯	隈 元 守 正	宮崎市本郷北方鶴戸尾2739-2 自然寺内
邦心塾	豊 島 雅 勝	中 西 浩	宮崎市佐土原町下田島9216番地スカイアンドオーシャンコーポ